

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 都市創造部 特定プロジェクト推進室
- 2 監査実施日 令和6年10月30日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和5年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 西村 一伸
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の閲覧、帳簿突合、質問等の予備監査を行った。

また、監査当日は、都市創造部長ほか関係職員の同席の下、室長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は、適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは、適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は、適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策及び前回指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

9 監査の結果に添える意見

北陸新幹線小松駅開業は、本市の都市構造の再構築(リノベーション)を促進し、小松空港と結ぶ広域交通の結節点として、多様な人々が行き交う都市の新たな価値の創出に寄与しており、今後の都市全体の活性化への期待も大きい。まちの顔と言える駅及び駅周辺の一層の活性化に向けて、民間資本の積極的な活用も図りながら、

先駆的なモデルを示し、本市が目指す都市像の実現に向けて各種施策に引き続き取り組みたい。